



2026年7月17日

各 位

会 社 名 ハウス食品グループ本社株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 浦上 博史
(コード番号：2810、東証プライム)
問 合 せ 先 広報・IR部長 三宅 英貴
(TEL. 03-5211-6039)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年8月5日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 12,287株 内 事前交付型譲渡制限付株式 8,189株 業績連動型譲渡制限付株式 4,098株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,873円
(4) 処 分 総 額	47,587,551円
(5) 処 分 予 定 先	①事前交付型譲渡制限付株式 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名 8,189株 ②業績連動型譲渡制限付株式 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名 4,098株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

また、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、対象取締役の報酬等の額の範囲内で年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡

制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

そして、2024年6月25日開催の第78期定時株主総会において、中期計画で定めた非財務指標（「社会への責任」「社員とその家族への責任」に係る項目）を業績評価指標とし、その達成状況に応じて基準額を変動させる仕組みとした「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」を導入することにもない、上記のとおり第75期定時株主総会にて導入をご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の名称を「事前交付型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅰ」といいます。）と改称することにつき、ご承認をいただいております。

なお、2024年6月25日開催の第78期定時株主総会において、「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度Ⅱ」といいます。）に基づき対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、対象取締役の報酬等の額の範囲内で年額38百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度Ⅰと本制度Ⅱの2種類の株式報酬制度を併用することで、対象取締役に対して「株価上昇による中長期の企業価値向上の動機づけ」に加えて、「目標との連動による中期計画達成の意欲喚起」を図りながら、対象取締役が保有する自社株式数の増加を通じ、株主の皆さまとの価値共有を深めてまいります。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の対象取締役7名に対し、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計47,587,551円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、そのうえで本金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金3,873円）、当社の普通株式合計12,287株を付与することを決定いたしました。その内訳は、以下のとおりです。

（1）本制度Ⅰに係る株式：金銭報酬債権31,715,997円、当社普通株式8,189株

（2）本制度Ⅱに係る株式：金銭報酬債権15,871,554円、当社普通株式4,098株

なお、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの概要については、以下のとおりです。

<本制度Ⅰの概要>

本制度Ⅰは、交付日の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までを役務提供期間とし、事前に株式を交付するものです。対象取締役は、本制度Ⅰに基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度Ⅰにより対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の数の上限は年14,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。

- す。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式Ⅰを無償で取得すること

<本制度Ⅰに係る譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に本制度Ⅰに係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月5日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2026年8月5日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年7月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰについて、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式Ⅰは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年7月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<本制度Ⅱの概要>

本制度Ⅱは交付日の前事業年度を役務提供期間とし、事後に株式を交付するものです。対象取締役は、本制度Ⅱに基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度Ⅱにより対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の数の上限は年13,300株

以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度Ⅱによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式Ⅱを無償で取得すること

<本制度Ⅱに係る譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に本制度Ⅱに係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月5日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式Ⅱについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱについて、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式Ⅱは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに基づき対象取締役に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,873円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取

締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上